

案内用図記号の JIS 改正

—よりわかりやすい案内用図記号を目指して—

2019年7月22日

案内用図記号(ピクトグラム)は、言葉や文字によらず、一目見ただけで多くの情報や案内を可能とするものです。日本人だけでなく外国人観光客にもよりわかりやすい案内用図記号とするため、JIS Z8210(案内用図記号)に「AED(自動体外式除細動器)」及び「加熱式たばこ専用喫煙室」の2つの案内用図記号を追加しました。今回の改正により、公共施設等でもJISによる案内用図記号が活用され、多くの人にとってより分かりやすい案内表示が行われることが期待されます。

1. 制定の必要性和背景

AED(自動体外式除細動器)

近年、AED(自動体外式除細動器)は、公共施設や駅などで設置が進展していますが、これまで統一的なピクトグラムが存在しておらず、赤色のハートなどの様々なデザインのマークが存在しています。AEDは、緊急的な対応が必要となるものであり、人命救助の観点からも、緊急時にすぐに理解できる統一的なピクトグラムの必要性が高まっています。

そこで、日本国内及び海外でのアンケート調査や関係者の意見を踏まえ、「AED(自動体外式除細動器)」の設置場所を表示する案内用図記号を追加することとしました。

加熱式たばこ専用喫煙室

平成30年7月25日に公布された「健康増進法の一部を改正する法律」において、令和2年4月1日以降、施設の類型や場所ごとに喫煙室への標識の掲示が義務付けられることとなりました。そのため、標識に用いる加熱式たばこ専用喫煙室のピクトグラムの利用促進のために、関係者の意見を踏まえて、健康増進法の規定に基づく「健康増進法の一部を改正する法律の施行について(受動喫煙対策)(平成31年2月22日付)」に記載されている「加熱式たばこ専用喫煙室」の案内用図記号を追加することとしました。

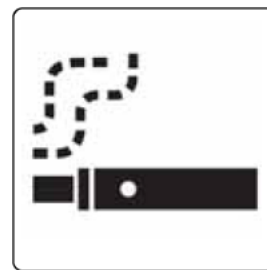
2. 追加する案内用図記号

以下のとおり案内用図記号の追加が決定しました。

AED(自動体外式除細動器)



加熱式たばこ専用喫煙室



3. JIS 改正の期待効果

AEDの統一的なピクトグラムが普及することで、AEDの設置状況がよりわかりやすくなり、緊急時の対応に役立つことが期待されます。

また、加熱式たばこ専用喫煙室のピクトグラムは、このピクトグラムが普及することで標識の統一性が高まり、施設管理者の利用促進及び一般の人々の認知度が高まることが期待されます。

日本産業標準調査会（JISC）のHP（<https://www.jisc.go.jp/>）から、「Z8210」でJIS検索すると本文を閲覧できます。

「健康増進法の一部を改正する法律」、「健康増進法の一部を改正する法律の施行について（受動喫煙対策）（平成31年2月22日付）」及びこれに記載されている内容、ピクトグラムについては、厚生労働省 健康局 健康課にお問い合わせください。

【担当】 経済産業省 産業技術環境局 国際標準課 (03-3501-9277、内線 3423)
(課長) 黒田 (担当) 荒井、永田、昇